

匿名データの作成・提供に係るガイドライン（案）

平成 2 1 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第 1 ガイドラインの目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則
- 第 4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表
- 第 5 匿名データの作成
- 第 6 匿名データの匿名化処理の実施手順
- 第 7 匿名データ提供の申出手続き
- 第 8 申出に対する審査
- 第 9 手数料の積算
- 第 10 審査結果の通知等
- 第 11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付
- 第 12 匿名データの提供
- 第 13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項
- 第 14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第 15 匿名データの提供後の利用制限
- 第 16 匿名データの利用後の措置
- 第 17 申出者による研究成果等の公表
- 第 18 匿名データの不適切利用への対応
- 第 19 実績報告書の作成・提出
- 第 20 ガイドラインの施行時期

第 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等（以下「提供機関」という。）及び法第37条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第 2 用語の定義**1 匿名データ**

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、法第2条第12項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」をいう。

2 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定するものを示す。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、匿名データとして提供する項目には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、匿名データによる提供をあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

3 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、匿名データがどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、匿名データを作成する方法、匿名データの特性を表す情報とする。

4 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第2条第1項に規定するもののうち、法第35条及び第36条に係る事務を行う行政機関をいう。

5 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第25条に規定する独立行政法人等のうち、法第35条及び第36条に係る事務を行うものをいう。

6 受託独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第37条の規定により、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第12条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

7 提供機関

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、3の「行政機関」及び4の「届出独立行政法人等」をいう。

8 提供機関等

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、6の「提供機関」及び5の「受託独立行政法人等」をいう。

9 提供依頼申出者

本ガイドラインにおいて「提供依頼申出者」とは、法第36条、令第13条及び統計法施行規則（以下「規則」という。）第16条に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

10 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、法第36条に基づいて匿名データの提供を受け、実際にこれを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則

1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

提供機関等は、本ガイドラインを基に匿名データの作成・提供に係る具体的な事務処理の内容や手続きの明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、匿名データの作成、ドキュメントの整備は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組に準拠して取り組むものとする。

さらに、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や分担、匿名データの審査に係る組織等、本事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等に匿名データの提供事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した提供機関と協議する。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 提供機関における措置

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) 匿名データ作成事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報等の適正な

管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理に関するガイドライン（仮称）」及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成19年5月30日各府省統計主管課長等会議申合せ）」を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

(3) 利用者に対して行う措置

匿名データの提供に当たっては、

- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
- ・ 法第42条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと。
- ・ 法第43条第2項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと。

等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合、法第61条第3号に規定する罰則及び提供機関等による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。（関連：第7の1）

3 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成・提供に当たっては、プログラムの作成・テスト、チェックリストの作成、審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、提供機関は、必要に応じて法第37条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、匿名データに関連する技術の開発や蓄積に努め、効率的に処理を行うよう努める。

4 法第37条に基づく受託独立行政法人等への委託

(1) 受託独立行政法人等と総務省及び提供機関との連携

提供機関と当該提供機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし、円滑な処理を行う。

なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連絡は、当該提供機関を通じて行う。（関連：第18の2、第19の2）

(2) 受託独立行政法人等の変更

法第37条に基づく独立行政法人等への事務の全部委託について新たに開始する場合、変更する場合又は中止する場合には、提供機関は、法第36条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要となる措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、提供機関は書類の

引き継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表

提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの名称、仕様、申出手続等について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。(関連：第6の3、第7)

第5 匿名データの作成

1 匿名データを作成する統計調査の範囲

提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

なお、一般的には匿名化が難しいとされる企業や事業所を対象とした統計調査についても、個別具体的に匿名化処理の可能性を検討し、匿名化が困難な場合、法第34条に基づく委託による統計の作成等により対応することを検討する。

2 匿名データの匿名化処理の方法

(1) 匿名処理の考え方(別紙1参照)

提供機関は、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている以下の匿名化処理の技法(別紙2参照)等を組み合わせて匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
 - ・ 匿名データの再ソート(配列順の並べ替え)
 - ・ 識別情報のトップ(ボトム)・コーディング
 - ・ 識別情報のグルーピング(リコーディング)
 - ・ リサンプリング
 - ・ スワッピング
 - ・ 誤差の導入
- 等

なお、個別具体的に用いた匿名化の方法について取りまとめた資料については、統計委員会に対する諮問において提出するほか、必要に応じて第6の3で掲げる情報提供事項とともに公開又は、匿名データ提供の際に利用者に提供する。

(2) 匿名化の基準

調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。

このため、提供機関は、匿名化する統計調査ごとにその特性を勘案し、一橋大学における匿名標本データの試行的提供の事例及び諸外国の統計機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が2件以下とならない等を定める。

なお、個人・世帯を対象とする統計調査の匿名化について、一橋大学で行われた試行的な取組で用いた基準は別紙3「匿名化処理の目安」のとおり。

第6 匿名データの匿名化処理の実施手順

1 匿名化処理の審査

(1) チェックリストの作成

提供機関及び統計委員会における匿名化処理の審査を効率的、効果的に実施するため、提供機関は作成する匿名データごとに、その実施する匿名化処理の方法等を記述したチェックリストを作成する（別紙様式第1号及び別紙様式第2号参照）。

(2) 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、(1)により作成したチェックリストに記載された内容等を基に実際に統計表を作成して得られた分布を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

2 統計委員会への諮問

行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、統計法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

諮問に当たり、行政機関は提供開始の時期等を勘案して事前に統計委員会事務局（内閣府）と審議日程等について調整を図るほか、以下に掲げる資料を準備する。

< 統計委員会の諮問資料 >

チェックリスト（案）

当該統計調査の基本情報

- ・ 調査概要
- ・ 調査票様式
- ・ 標本抽出法 等

匿名データに関する資料（案）

- ・ 匿名データの作成方針
- ・ 提供項目
- ・ 符号表

- ・ 匿名化に当たって留意すべき事項
 - ・ 実施する匿名化処理方法 等
- その他諮問に当たって必要とされる資料及び統計委員会が法第50条に基づき要求する資料

なお、行政機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。

3 匿名データ提供の周知

提供機関等は、提供が可能となった匿名データについて、以下の内容をホームページ等に掲載することにより情報提供を行う。(関連：第4、第7)

統計調査の名称及び年次

匿名データの名称

提供の条件

- ・ セキュリティ要件、利用環境要件
- ・ その他法令等により定められた要件 等

提供する項目及び符号表(必要に応じてデータレイアウトフォーム)

匿名化処理の方法(項目ごとの匿名化処理方法、リサンプリング率等)

受付窓口、受付期間、受付時期等

申出方法

必要となる費用の概算

提供可能な方法(媒体)

提供予定時期

第7 匿名データ提供の申出手続き

1 予め明示しておく事項

申出手続を行う場合に提供依頼申出者があらかじめ了解しておくべき以下の事項を提供機関等はホームページ等において提示し、広く周知する(関連：第4、第6の3、第7の6)。

《要明示事項》

- ・ 本制度の趣旨、法的根拠
- ・ 守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
- ・ 契約の内容等を定めた利用条件(利用規約：提供機関等が提示する利用条件を示した規約)
- ・ 提供を受けるための手続き及び手続きに必要なとされる各様式
- ・ 手続きには委託申出者の本人確認が必要で、本人確認のための提示書

類は窓口で複写されること

- ・ 標準処理期間（提供依頼申出書及び匿名データの提供に係る依頼書）
- ・ 提供した匿名データの返却義務
- ・ 法令に違反した場合の罰則の他、利用条件（利用規約）に反した場合はすべての提供機関等による提供禁止措置が課されること
- ・ 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
- ・ 個人、世帯及び事業所等の特定（、推定）を試みないこと
- ・ 法第 36 条に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の個人識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージ(照合)を行わないこと
- ・ 教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者（教員）が保管、管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと
- ・ 教育目的で利用する場合、教育責任者（教員）は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)を行うこと
- ・ 本制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、研究成果又は教育内容を公表しなければならないこと
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、匿名データを利用した事実が行政機関から公表されること

2 事前確認等

上記 1 の明示事項への承諾の確認及び提供依頼申出書等（ ）の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として、提供機関等は、面接、電話等により、提供依頼申出書の提出前に、申出を予定している者との間で次の(1)から(6)の事項について事前確認等を実施する。

規則第 16 条及び「 . . . 」(平成 20 年総務省告示第 号)
(以下「総務省告示」という。)に基づき別紙様式 3 号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書及び添付資料をいう。

- (1) ホームページに掲載した上記 1 の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合の当該内容の説明
- (2) 提供依頼申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに匿名データの提供及び関連する手続きの説明
- (3) 利用目的（学術研究や教育の内容）、利用者・利用環境に関する各要件及

び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明

- (4) 承諾条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- (5) 申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた承諾基準への適合性に関する見通及びそのことに関する助言
- (6) 基本料金（令第13条第2項第1号）、匿名データ1ファイル当たりの金額（同第2号）、媒体経費（同第3号）、送付を希望する場合の送料（同第4号）に関する情報の説明

3 申出書の作成単位等

(1) 申出書の作成単位

提供依頼申出書は、規則第15条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「直接の利用目的」ごとに作成するものとする。（当該提供機関が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて申出を行って差し支えない。）。（ 1 ）

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供依頼申出書の様式に記載しきれない、又は匿名データのファイルごとに分割記載した方が審査が円滑に行えたと提供機関等が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（ 2 ）。

1 提供依頼申出書1件につき、その後の手続きに必要とされる依頼書、利用実績報告書、データ措置報告書の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

2 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、提供依頼申出書1件と扱い、その後の手続きに必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は提供依頼申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

(2) 受託独立行政法人等へ提出する場合の提供依頼申出書の作成単位

複数の提供機関から委託を受けて提供事務を行う受託独立行政法人等に提出する提供依頼申出書等については、匿名データの作成を行った提供機関ごとに分けた上で、上記（1）に準じて作成するものとする。

(3) 教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位

教育目的により高等教育機関での講義・演習等（以下「講義等」という。）で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、概ね以下のとおりとする。なお、教育目的で提供する場合、利用者たる学生等に対しては、原則として匿名データの媒体の直接提供は行わず、講義等ごとにまとめて指導教員に提供する。

同一の高等教育機関において、異なる教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとするが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼申出書として作成することを求めることとする。

また、提供媒体は、まとめて指導教員に提供を行う。

なお、情報管理及び責任の明確化の観点から、提供された匿名データファイルの複写（インストール）は、原則として、1ファイルにつき、「1人の利用者」＝「1台のコンピュータ」とする（(5)参照）。同一の匿名データを同時に複数のコンピュータにより複数の学生が利用する場合は、利用する人数＝台数に応じたファイル数を提供依頼申出書に記入する。

その他、同一の高等教育機関において、同一の教員が異なる時期（前期、後期、集中）に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとする。なお、この場合であっても、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、依頼書提出時においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていることが必要である。

同一教員が異なる高等教育機関における講義等に利用する場合は、高等教育機関ごとに分けて提供依頼申出書を作成するように求めることとする。

(4) 匿名データの取り扱い単位

匿名データの提供ファイルの編成については、令第13条に基づき、匿名データに係る調査の基準となる期日又は期間（年次及び月次）及び調査票情報の種類に応じて提供機関が適宜判断し区分した匿名データファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

なお、提供するファイル数は、1件の匿名データファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う（ここで、複数の利用者が1台のコンピュータを交互に利用する場合は、1ファイルとする（(5)参照））。

(5) 提供する匿名データの複製1回の原則（複数回複製の禁止）

管理責任の明確化の観点から、提供を行った匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写する行為は1回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複写は原則として認めない。

したがって、複数のコンピュータで別々に同じ匿名データを利用する場

合は利用するコンピュータの台数分のファイルの入手を行うものとする。
これは、高等教育における講義等で利用する場合にも適用するものとする。

なお、1台のコンピュータにインストールし、1台のコンピュータを交互に利用することで、複数の利用者が同一の匿名データを利用する場合は1ファイルの提供として取り扱う。

4 提供依頼申出者及び利用者の範囲

法第36条に基づく規則第15条に掲げられた要件をすべて満たし、匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者の範囲として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は以下のとおりである。

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関において講義等の教育を行う教員又は当該機関

また、大学における提供依頼申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合、又は、同一の匿名データファイルを用いて教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び大学院生・学部学生とする。

大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該大学院生等を提供依頼申出者及び利用者とする。

教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該教員を提供依頼申出者及び利用者とする。

教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う場合、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び講義や演習で利用する者全員とする。

5 代理人による申出書の提出

規則第16条は代理人による申出を認めている。

代理人は、提供依頼申出者から委任状など代理権を証明する書面を有し

ている者であることが必要である。

また、代理人は窓口にて匿名データの提供に係る申出を行い、適宜提供依頼申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、提供依頼申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

6 提供依頼申出書の記載事項

提供機関等は、規則第 16 条及びこれに基づく総務省告示に基づき別紙様式第 3 号を参考として、以下の(1)～(18)の事項の事項欄を規定した提供依頼申出書の様式を定める。

- (1) 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先
申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail アドレスを含む。）を記載する。
また、法人その他の団体が申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、その代表者又は管理人の氏名、生年月日、住所、役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail アドレスを含む）を記載する。
- (2) 法人その他団体の名称及び住所（法人が申出を行う場合）
法人その他の団体が申出を行う場合にあっては、上記(1)の欄の下に法人の記入欄を設け、当該法人の名称及び所在地を記載する。
- (3) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が申出を行う場合）
代理人を通じて申出を行う場合にあっては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。
- (4) 匿名データの名称、年次等
匿名データの名称、年次等
提供機関が提供を行う旨をあらかじめ明示している匿名データの名称及び年次等を記入する。

必要なファイル数
3(5)に記載したとおり、複数の利用者が同じ匿名データを利用する場合、1台のコンピュータで1つのファイルを共同で利用する場合を除いて、利用者数に応じたファイルの提供を受ける必要がある。
したがって、利用方法に応じて、提供を受ける匿名データファイルの数を記入する。
- (5) 直接の利用目的
直接の利用目的が学術研究である場合と、高等教育である場合によって、申出事項が異なることから、提供依頼申出者は直接の利用目的を踏まえて

対応する様式に必要事項を記載の上、提供依頼の申出を行う。

- (6) 匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

上記(5)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該匿名データを利用する高等教育機関の名称及び授業科目において実際に匿名データを利用する学部学科の名称を記載する。

- (7) 研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）

上記(5)の記載が、学術研究の場合、以下の～を記載する。

学術研究の名称

「～に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。

学術研究の必要性

当該学術研究を行うことによる、特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

当該研究に公的研究費補助金（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考となるので当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。

学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

当該学術研究の具体的な研究内容、匿名データの利用の方法及び作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲でかまわない。

また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や利用者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

研究計画、研究の実施期間

当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、実際に匿名データを利用する期間、結果とりまとめ、公表時期等）を記載する。

- (8) 授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）

上記(5)の記載が、高等教育に該当する場合、以下の～を記載する。

授業科目の名称

「～演習（～）」など、授業科目の名称を記入する。

授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法
「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。

また、当該授業科目において、匿名データを用いる必要性について具体的に記載する。

さらに、「演習専用のコンピュータールームにおいて1人1台の端末により匿名データを表計算ソフトを利用して集計する」など、匿名データの授業科目における利用方法について記載する。

授業科目の内容及び作成する統計等の内容

当該授業科目の内容及び作成する予定の統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で記載する。

また、必要に応じてシラバス、統計利用に係る倫理教育の概要、集計内容等を示す資料を別紙として添付する。

授業科目の開講期間

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む）を明らかにする。

(9) 匿名データのすべての利用目的

学術研究又は高等教育における匿名データの二次的な利用目的を記載する。

なお、例えば研究成果を出版物にする場合やその他の付随的な研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的もすべてを記載する。

また、学術研究の途上の内容等を報告する場合であって、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等を申出時点で具体的に明示できない場合等には、想定されうるものを例示する。

なお、利用目的として提供依頼申出書に記載せず又は承諾されなかった目的による利用は法第43条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）の違反となる。

(10) 公表の方法

発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る）、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）などを記入する。

また、高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文の研究室等のホームページで論文を掲載、また、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、当該匿名データを用い

て演習を行った旨を掲載することなどを記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

(11) 匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

匿名データの提供希望年月日を記載し、その年月日までに入手を希望する理由について記載する。

(12) 匿名データの利用場所及び管理方法

匿名データを実際に利用する場所、匿名データを実際に利用するコンピュータの管理状況及び環境、匿名データの保管・管理方法を記載する。

なお、コンピュータの管理状況及び環境等については、選択式（別紙様式第3号第4欄参照）とするなど審査基準が明確となる様式を設定する。

(13) 匿名データの利用期間

匿名データを実際に利用し始め、返却するまでの期間を記入する（匿名データファイルを保管しておく期間を含む）。

(14) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名及び個々の利用場所

利用者（提供依頼申出者を含む）について全員の氏名、所属、職名及び利用場所を記入する。なお、申出に当たっては、必要に応じて、学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等の添付を求めるものとする。

集計処理等について外部委託を行う場合には、当該外部委託業者職員についても利用者として記載する。その場合は、外部委託によることを明示する。

申出後に利用者の追加、交代を行う場合は、再度審査を受け承諾される必要がある。

高等教育において指導教官が指導を行う場合については、職名欄に「指導者」と追記するなど、匿名データの利用にあたって指導・管理を行う者を明確にする。（主たる目的が高等教育目的の場合に限る）

(15) 現に提供を受けている匿名データ及び今後提供依頼の予定がある他の匿名データ

法第33条又は第36条に基づき、現に提供を受けている又は本申出に係る匿名データの利用予定期間中に提供の依頼を行う予定のある、調査票情報、他の匿名データの名称及び年次について記載する。

(16) 匿名データの提供方法（提供媒体）

匿名データの提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第13条第2項第3号に規定され、提供機関等が提供に対応する媒体を記入す

る。なお、様式の設定に当たっては提供依頼申出者が記載しやすいよう選択式とする。

提供する媒体については、令第13条第2項第3号に規定されているものの中から、提供機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。

(17)送付による提供希望

送付による提供の希望の有無を記載する。なお、送付は原則として書留のみとし、オンラインによる提供は行わない。

(18)その他必要な事項

提供機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際して、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第16条に基づき申出内容の審査の事務処理を行う際に必要となる当該利用目的の公益性を裏付ける書類の添付の指定を行うものとする。

（例）

公的研究費補助金等を受けている旨...(7)

利用者の著書・論文の一覧...(7)

等

《公益性や学術研究の必要性を裏付ける書類の例示》

機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類

（学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等）

学生等の場合にあっては、指導教員や大学・学会からの推薦状

公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、利用者の著書・論文の一覧

7 申出書の受付時期

提供機関等は、受付事務や提供用匿名データの転写処理の効率化、計画の実施の観点、ひいては申出者のサービス向上を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付時期を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。（関連：第4、第6の3）

8 提供依頼申出書等の受付・審査対応部署

提供機関等は、必要に応じてそれぞれの機関内における提供依頼申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する窓口機関を指定し、匿名データを所管する課室と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進める。（窓口機関を指定しない場合、すべての事務を個々の匿名データを所管する課室において実施する。以下同じ。）

9 本人確認

(1) 提供依頼申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第16条の規定に基づき準用する第11条第2項の規定に基づき、提供依頼申出者及び提供依頼申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

なお、申出の方法により、本人確認は以下のとおり実施する。

ア 窓口提供依頼申出者が訪問して申出をする場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、申出書の内容と照合した上で、顔写真と提供依頼申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認できれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日、住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日、住所のすべてが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で申出を受け付けたこととする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、窓口機関において、当該書類の複写を行い、提供依頼申出書の関係書類として取り扱う。

イ 郵送により申出をする場合

提供依頼申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上(これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所がすべて確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする)のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができない場合、住民票の写しなども認めるものとする。

ウ 窓口で代理人が訪問して申出をする場合

代理人の本人確認は上記アに準じるものとする。

また、提供依頼申出者の本人確認は郵送により申出をする場合に準じるものとする。

(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合

法人その他の団体が申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求める。

さらに、以下の申出の方法により代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出も併せて求める。

ア 窓口で代表者又は管理人が訪問して申出をする場合

上記(1)アに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

イ 郵送により申出をする場合

上記(1)イに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

ウ 窓口で代理人が訪問して申出をする場合

上記(1)ウに準じて代理人、及び代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

10 提供依頼申出書の提出方法

提供依頼申出書等は、提供依頼申出者又は代理人が、提供機関等の対応窓口へ直接又は送付により提出する。

第8 申出に対する審査

1 申出内容の審査主体

審査は提供機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した提供機関に相談しながら実施する。

2 総則

匿名データは、規則第15条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

- (1) 統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
- (2) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (3) 学術研究の成果又は教育内容が公表され、社会に還元されること
- (4) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、)適正に管理されること

の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

このため、提供機関等は、提供依頼申出書の記載内容及び添付書類を基に、利用目的が規則第15条に合致するか、匿名データの管理方法、利用場所が適正であるか、学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

なお、法第33条に基づいて提供された調査票情報及び法第36条に基づいて提供された他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージを行う場合には、提供を認めない。

また、「第18 匿名データの不適切利用への対応」に基づくペナルティを課されている者については、匿名データの提供依頼の申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

提供依頼申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

申出者が 以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を作成し、顧客等に提供するような場合には本要件に該当するものとは認められない。

(2) 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する教員からの申出に限定され、それ以外の者による申出は想定されない。

利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行

う場合も含む。)の教育において匿名データを利用する場合が想定される。

- (3) 提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先
記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。
また、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。
- (4) 法人その他団体の名称及び住所(法人が申出を行う場合)
提供依頼申出者が法人の場合、法人等の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。
また、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載が同じであることが必要である。
- (5) 代理人の氏名、生年月日及び住所(代理人が申出を行う場合)
代理人の記入があり、代理人によって申出がなされる場合、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。
- (6) 匿名データの名称、年次等
匿名データの名称、年次等
提供することを公表している匿名データの名称、年次等が記載されていることが必要である。
また、利用目的である、学術研究の内容又は講義等の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

必要なファイル数
原則として複写は、コンピュータのハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、別途記載される利用者数及び利用方法と必要ファイル数との関係で齟齬がないことが必要である。
特に1件の申出で多数の利用者が存在する教育目的の場合は留意する必要がある。
- (7) 直接の利用目的
直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであることを確認し、以下(8)~(11)の内容と齟齬がないことが必要である。
特に(11)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることを目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育のいずれかであると認めない。

(8) 匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、提供依頼申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

(9) 研究内容の名称、内容等（直接の利用目的が学術研究の場合）

学術研究の必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念的に適当と認められることが必要である。

学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する統計等（集計様式や分析出力様式）が当該学術研究内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

研究の実施期間

成果の公表時期、匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

(10) 授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）

授業科目の名称、目的、授業科目で匿名データを利用する必要性及び利用する方法

実際に匿名データを利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

なお、教授が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用する方法が適切であること、利用方法と提供ファイル数に齟齬がないことが必要である。

授業科目の内容及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等（集計様式や分析出力様式）が授業科目の内容、受講学生レベルから見て妥当な内容であることが必要である。

授業科目の実施期間

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

(11)匿名データのすべての利用目的

学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され前述の「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は教育内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

(12)公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、教育内容が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

(13)匿名データの提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び提供機関等が対応可能であることが必要である。

(14)匿名データの利用場所及び管理方法

以下の ~ の要件をすべて満たすことが必要である。

匿名データを利用（匿名データファイルの保管を含む。以下同じ。）する場所については、施錠可能な物理的なスペースに限定されており、当該スペースから匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等に転送されるなどにより持ち出されないこと。

匿名データが、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。

なお、当該スペースは利用場所と同一であることが好ましく、別々となる場合は、その理由が妥当であること。

匿名データの利用時に上記 のスペースに存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われること。

匿名データの利用時のコンピュータの環境として、インターネット等の外部ネットワーク（以下「外部ネットワーク」という。）に接続した状態ではないこと。

匿名データを利用するPC等に

- ・ アンチウイルスソフトの導入
- ・ セキュリティホール対策の導入
- ・ ID・パスワード認証の導入
- ・ スクリーンロックの導入

が図られていること。

外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を残留させないこと。

(15)匿名データの利用期間

匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間から見て必要最小限となっていることが必要である。

(16)匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名

目的、研究内容、授業科目の内容から判断し、利用者（提供依頼申出者を含む）全員について氏名、所属が記載され、それが最小限に限られており不要な者が含まれていないことが必要である。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「 部に所属する職員」と記載する等、提供機関等において、利用者の人数及び具体の個々人が特定できない記述は認められない。

さらに、集計を外部委託する場合は当該委託先の職員の氏名が記載されていることが必要である。

また、利用者が、第18に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも禁止措置期間と重なる場合は、利用を認めない。

(17)現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある他の調査票情報又は匿名データ

審査対象の匿名データと当該欄に記載された調査票情報又は匿名データを同時に利用された場合でも、調査対象者が特定される恐れがある情報を有していないことが必要である。

(18)匿名データの提供方法（提供媒体）

提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。

(19)送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

(20)その他必要な事項

(1)～(19)以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

4 提供依頼申出書の修正・再提出

提供依頼申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関等は規則第16条により、提供依頼申出者に対しその修正・再提出を求める。

第9 手数料の積算

手数料の積算は、提供依頼申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場合に行う。

積算方法は令第13条第2項に基づき、以下の～をすべて加えた額とする。

- 基本料金 1,850円
- 匿名データの提供ファイル数 × 8,500円
- 格納する媒体
 - ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
 - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
 - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- 送付を求める場合（書留料金）

第10 審査結果の通知等

提供機関等は、規則第16条により準用する第12条第1項に基づき、提供依頼申出書の審査結果を、申出の受付から14日以内に申出者に対し文書により通知する。

(1)申出を承諾する場合

別紙様式第4号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書に以下の事項を記載のうえ通知する。

- ・ 匿名データの提供を行う旨
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から 日後等の設定も可）

- ・ その他提供機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、提供依頼申出者に対して総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6号）及び別紙様式第7号、第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）及び誓約書の送付又はこれらの様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

(2) 申出を承諾しない場合

別紙様式第5号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して提供依頼申出者に通知する。

第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

申出が承諾された提供依頼申出者は、令第13条及び規則第16条に基づき、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6号）及び別紙様式第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）を遵守する旨記載した誓約書を提出する。

2 誓約書

別紙様式第7号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）に記載する内容を利用者全員が利用条件（利用規約）を遵守する旨記載し記名押印したものを誓約書とする。なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件（利用規約）及び誓約書は一体として提出させることとする。

3 手数料の納付

提供依頼申出者は、第10に示す承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、提供機関等に納付する。

(1) 収入印紙による場合

通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規定に基づく保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

(2) 現金による場合

提供機関等から「第10 審査結果の通知等」で示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、提供依頼申出者は当該納入告知書により現金を納付する。

(3) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情により匿名データの提供が行えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び提供利用申出者の間で相互に承諾された場合には、以下の方法により手数料を返却する。（各府省会計担当と相談し、当該手続きについても、事前に確認しておくこと。）

収入印紙の場合

ア)収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。

イ)賠償償還払戻金として償還手続をとる。

現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

第12 匿名データの提供

1 提供時期

第10に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に通知する。

2 提供窓口

匿名データは、提供依頼申出書を受理した提供機関等の窓口から提供依頼申出者に提供する。

3 提供手段

匿名データは、提供する媒体の書留による送付、又は提供窓口における直接の受け渡し、のうち提供依頼申出者が提供依頼申出書に記載した方法により提供する。

なお、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等に

より保護する。

また、提供用匿名データの作成に際しては、万が一漏洩した場合の漏洩経路を特定するために、匿名データのファイルごとにデータのソート順を変える、一連番号を変える等の対応を行っておくことが望ましい。

第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項

1 法第37条に基づき、提供事務の全部を委託する場合

受託独立行政法人等は、提供依頼申出書の審査結果を提供依頼申出者に通知するとともに、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う提供機関は、委託元である当該提供機関への報告のタイミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

2 匿名データの作成や提供の一部事務を民間に委託する場合

匿名データの作成や複写作業などの一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、各行政機関が調査票情報に係る処理について民間業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「行政機関の保有する調査票情報等の管理に関するガイドライン（仮称）」を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底とともに、調査票情報の取り扱い等について契約事項として定めることが必要である。

第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総論

提供機関等の承諾がなされた提供依頼申出書に係る記載事項について、提供依頼申出者の都合により変更が生じた場合は、以下のとおり対応する。

提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される、利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等は、申出者は別紙様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届け出る。

以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて提供依頼申出書の提出を求める。なお、既に納付された手数料は返還しない。

なお、提供依頼申出書に記載事項のうち1項目のみ変更する場合は、別紙様式第11号を参考として提供機関等が定める様式による記載事項変更申出書により申出を行うことができる（利用期間の延長に関するものを除く。）。

記載事項の変更の申出を受けた提供機関等は当該申出の審査を第8の3に準じて行い、その承諾・不承諾について別紙様式第12号及び13号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書、提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により提供依頼申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については以下のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続きを行い、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は提供機関等への返却までの間、提供依頼申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第16に基づいた返却を行う。

(2) 利用者の追加

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出手続きを行うこととし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について第8の3(16)に準拠して審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書（追加の者だけ）の提出をもって、匿名データの提供を行う。

なお、手数料は第9の～の額の合計額を納付する。

(3) 利用者の交代

利用者が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により申出手続きを行うこととし、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

妥当と認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合、誓約書（変更する者のみ）の提出だけで利用を認めることとする。

なお、この取り扱いは、提供する利用者に係る欄以外の利用目的その他の事項について一切の変更がないことを前提とする。（これらの事項が変更となる場合は、改めて提供依頼申出書による申出を行う。）

3 利用期間の延長

(1) 延長申出書の提出

提供依頼申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間を記載した別紙様式第10を参考として提供機関等が定める様式による延長申出書を提供機関等に提出する。

なお、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供依頼申出者に伝えるものとする。

(2) 延長の申出の審査基準

延長申出書が提出された場合、提供機関等は次の審査基準により審査を行う。なお、承認要件は以下の基準をすべて満たすことである。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること
- ・ 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件など利用期間以外の変更が一切なされていないこと
- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること
- ・ 提供を承認し提供依頼申出書に関する初回の延長申出であること(延長の再申出は認められず、最初から提供依頼申出書等の提出を行うものとする。)

(3) 提供機関からの諾否の通知

提供機関等は、延長申出を承諾する場合はその旨を通知する。また、この場合、利用実績報告書の提出時期等も併せて延長を認めることができるものとする。

承諾しない場合は、その理由と併せてその旨を延長申出者に通知する。承諾されなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、提供依頼申出者は提供された匿名データの返却、パソコンに保存されている匿名データ及び中間生成物等の削除、利用実績報告書・データ措置報告書の提出等所要の措置を行う。

(4) 延長が認められた場合の手続き

延長を承諾し、利用条件(利用規約)及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、必要な書類の提出を求める。

第15 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は提供依頼申出書に記載した利用目的の範囲内で利用する。提供依頼申出書に記載した利用の範囲以外への利用を希望する場合は、提供依頼申出者が改めて別紙様式第11号を参考として提供機関等で定める記載事項変更申出書により申出を行い、提供機関等の承諾を得る。

なお、利用目的の変更の審査基準は、第8の3(11)に準じるものとするが、データ措置報告書が提出された後については、審査を行う必要はないものとする。

第16 匿名データの利用後の措置

提供依頼申出者は、匿名データの利用期間終了後、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存若しくは紙媒体等へ出力した匿名データ及び中間生成物を消去する。

その上で、別紙様式第14号を参考として提供機関等が定める様式によるデータ措置報告書を添えて、電子媒体を提供機関等へ返却する。この際、書留（提供依頼申出者の送料負担）による送付又は提供窓口への直接の受け渡しのいずれかによる。

第17 申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

提供依頼申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果又は教育の内容を提供依頼申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、提供依頼申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15号）により提供機関等に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により提供機関等へ報告する。

3 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用（営利目的等を含む）は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

第18 匿名データの不適切利用への対応

1 統計法における罰則

統計法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの

取り扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合罰則の適用を規定しており、これらの規定に違反した場合、罰則は違反を犯した個人に適用されることとなる。

2 総務省及びその他提供機関における連携

提供機関等は、匿名データの利用者又は関係者が法令又は契約違反を行ったと判断した場合、違反が疑われる場合、提供の取消しや利用停止期間の設定等ペナルティを課すことを決定した場合、又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した提供機関を通じて行う（関連：第3の4（1））。

総務省は、提供機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、全ての提供機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容

提供機関等は、以下のような法令又は契約違反を犯した者（以下「違反者」という。）に対して、その内容に応じて総務省及びその他の提供機関等と連携して対応を行う。

なお、違反者が提供依頼申出者以外の利用者である場合であっても、当該事例の判断（例えば管理責任等の観点）から提供依頼申出者を違反者として扱うこともありえるものとする。

返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない

匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した

匿名データを紛失した

匿名データの内容が漏洩した

承諾された利用目的以外の利用を行った

その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為）

(2) 対応内容

ア 提供機関等は、その提供した匿名データの利用に関し、法律違反又は契約違反として、前記(1)～が生じていることが判明した場合は速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、匿名データの返却、複写データの消去を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に

連絡する。

イ 総務省は、提供機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の提供機関は、総務省から上記イの連絡があった場合、当該違反者等に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無の確認し、当該違反者にその他の匿名データ、法第33条に基づく調査票情報又は法第34条に基づく委託による統計の作成等の結果の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。

エ 提供機関等は、(1) ~ の違反事実について、提供機関等は、以下に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合

返却が行われるまでの間、他の調査票情報及び匿名データの提供を行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に相当する期間についても他の調査票情報、匿名データの提供及び法第34条に基づく委託による統計の作成等を行わない。

匿名データを提供依頼申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合

契約の際に虚偽の申出を行った場合の指名停止期間等に準じ虚偽の度合いに応じて1ヶ月～6ヶ月の提供禁止とする。

匿名データを紛失した場合

実際に審査要件を満たした場合、基本的に紛失等が起こるとは考えられないことから、利用者の過失による場合、上記 に違反していると同程度と判断し、匿名データの紛失の度合いに応じて1ヶ月～6ヶ月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

匿名データの内容が漏洩した場合

制度に対する国民の信頼を著しく損なう可能性があることから集計を民間委託した際に民間事業者が同様の事故を発生させた場合の指名停止期間を参考とし、1ヶ月～12ヶ月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

匿名データを利用目的以外で匿名データの利用を行った場合
制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1ヶ月～12ヶ月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

その他の場合

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者及び利用者に対しては、上記～及び委託等の指名停止を参考として、提供禁止の措置を講じるものとする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

オ 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の提供機関においては上記エと同様の措置を講じる。

カ なお、これらの提供禁止の対応については、違反者が行う申出（既に提供している他の匿名データ及び新たな申出を含む。）に対してはもとより、違反者以外の者が行う申出であってその利用者の中に違反者を含むものに対しても同様とする。

4 他制度との連携

法第33条に基づく調査票情報の提供、法34条に基づく委託による統計の作成等において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、匿名データの提供についても行わないものとする。

5 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、本法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取り扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第19 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出

提供依頼申出者は規則第16条に基づき、学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか(3ヶ月以内)にその公表も含めた成果の概要について、教育目的の場合、当該教育の終了後速やか(3ヶ月以内)にその実施状況について、提供機関等に総務省告示で定める利用実績報告書(別紙様式第15号)により報告する。

なお、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究成果や教育内容の実績が示せない場合、提供依頼申出者又は共同利用者等は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、提供機関は法第55条に基づく総務大臣からの要請に基づき12ヶ月ごとに利用実績報告書の提出実績及び提供依頼申出書の提出実績等を取りまとめ、総務省に報告を行う。

2 受託独立行政法人等における取り扱い

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の提供機関に報告し、当該提供機関から総務省に報告する。

3 総務省から統計委員会に対する報告

総務省は、提供機関から報告を受けた利用実績をとりまとめ、統計委員会に報告するとともに必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第20 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、平成21年4月1日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙)

- 別紙1 匿名化処理の考え方
- 別紙2 匿名化処理の技法
- 別紙3 匿名化処理の目安

(別紙様式)

- 別紙様式第1号 チェックリスト(対世帯、個人の調査用)

別紙様式第2号	チェックリスト（対企業、事業所の調査用）
別紙様式第3号	提供依頼申出書【雛形】
別紙様式第4号	承諾通知書【雛形】
別紙様式第5号	不承諾通知書【雛形】
別紙様式第6号	匿名データの提供に係る依頼書
別紙様式第7号	匿名データの利用規約【雛形】
別紙様式第8号	匿名データの利用に係る誓約書【雛形】
別紙様式第9号	所属等変更届出書【雛形】
別紙様式第10号	匿名データの利用期間延長申出書【雛形】
別紙様式第11号	提供依頼申出書の記載事項変更申出書【雛形】
別紙様式第12号	提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書【雛形】
別紙様式第13号	提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書【雛形】
別紙様式第14号	データ措置報告書【雛形】
別紙様式第15号	利用実績報告書

（参考）

統計法（抄）

統計法施行令（抄）

統計法施行規則（抄）

公益通報者保護法関係ガイドライン（抄）

匿名化処理の考え方

(1) 匿名化処理とは

マイクロデータから世帯や個人の秘密の情報を知るということは、調査対象である調査単位(世帯や個人)とマイクロデータの対応関係を特定し、特定されたマイクロデータから調査単位の秘密に属する事項を知るということを意味する。どの調査事項が、秘密の情報に当たるかは一概には決めることができないし、時代とともに変化し、普遍的ではないと思われるので、匿名化処理とは、基本的には、調査単位とマイクロデータの対応関係を特定されないようにするということである。

(2) 対応関係

提供するマイクロデータには、氏名、住所などの直接的に世帯や個人が特定できる情報は付与されていないので、調査単位とマイクロデータの対応関係は、性別や年齢などの属性(識別情報)が同じかどうかで判断することになる。

全国の全調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、全調査単位について識別情報が分かる場合、識別情報が一致する調査単位とマイクロデータがそれぞれ1つしかない場合には同じ世帯や個人と判断でき、それぞれ複数ある場合はそのうちのいずれかと判断できる。実際のマイクロデータの提供の場合、一部の調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、一部の調査単位の識別情報がわかるに過ぎず、このような状況では、対応関係を特定するのは現実的ではないと考えられる。

(3) 特定の可能性

特定の可能性を考えると、地域範囲が狭い場合には、調査対象が絞り込まれるので、識別情報を収集することが容易になり、マイクロデータの地域情報が詳細であれば、特定の可能性が高くなる。また、調査を受けていることが知られていると、その調査単位のマイクロデータに必ず存在することが分かるため、対応関係を特定される可能性が高まる。しかし、調査対象のリストは厳格に管理されており、外部の者が調査を受けている調査単位を知る可能性は低く、調査時から数年が経過すれば外部の者が知ることは不可能と言える。

しかし、特殊なデータのとくに、特定の可能性は高くなる。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いるというような世帯の数は少ないので、母集団のある個別の世帯に対応するデータ数が少なくなり、そのどれに当たるか決定するのが比較的容易になる。また、複数の属性の特殊な組合せも特定の可能性が高くなる。これに対し、標準的な対象の場合には同じ条件のデータが多数出現することになるので、特定の可能性は比較的低いものにとどまる。

(4) 識別情報

調査対象である調査単位とマイクロデータの対応関係を特定しようとするときに用いる識別情報とは、提供するマイクロデータに含まれていて、かつ、統計調査以外からも知ることができる情報である

個人又は世帯を対象とした統計の場合、比較的容易に入手できる識別情報としては、外観からでも把握できるような基本的な属性が考えられ、例えば、県、市町村などの地域情報や、世帯員数、世帯員の性別、住宅の大きさなどが挙げられる。このほか、自宅で営業

している世帯であればその産業・職業を知ることができるし、子供の年齢は通学している学年で分かると思われる。ただし、これらの情報だけでは、一般には対応関係を特定することはできない。また、これらの情報の収集は比較的簡単ではあるが、多数の調査単位について情報を収集しようとするれば大きな作業量を必要とする。

実際の問題としては、時間が経つとともに識別情報を正確に知ることは難しくなる。提供されるマイクロデータは数年前の調査の結果であり、そのときに個々の調査対象がどのような属性を有していたか知ることは、たとえ世帯の基本的な属性であっても難しい。既存のリストのようなものの場合も、そのリストとマイクロデータの時点が一致していないと対応関係の特定には多くの誤りが生じることになる。

(5) 特定の試み

匿名化処理の方法を決めるときには、現実にはどのような危険があるかについても考えておく必要がある。最近、個人情報の流出がよく問題となるが、そのような例では、住所（メールのアドレス等も含む。）氏名などが流出しており、それは、商業目的などにそのまま利用できる。しかし、統計情報の場合、住所、氏名が流出することはあり得ない。また、前述のとおり、特殊な対象の場合には特定の可能性が比較的高くなるが、多くの標準的な対象の場合には特定の可能性は比較的低いものにとどまる。一部の対象についてだけ特定できたとしても、商業目的での利用価値は少ないであろう。したがって、対象を特定しようとするような試みが、最近問題になっているような商業目的で行われる可能性は低いものと考えられる。そもそも、数年前の統計情報では利用する価値もないであろう。

しかし、もし対象を特定するような試みが実際に行われたら、それはマイクロデータ提供の危険性、ひいては統計調査の危険性を指摘するものとして利用されてしまうであろう。ところが、絶対的な匿名性を担保しようとする、ドイツでの経験のように提供できる情報が極めて限られてしまう。したがって、この問題は匿名化処理だけで対策を考えるべきものではなく、そのような試みを行うこと自体を制限しておくことが必要となる。このため、データを提供するときには、利用目的を限定し、データの管理を適正に行わせることを義務付けておかななくてはならない。

注：ドイツは、1980年の連邦統計法で「絶対的な匿名化」条項によるマイクロデータの提供を行ってきたが、多くの情報が失われることになり、科学研究の要求に応じられず、ほとんど利用されなかった。そのため、1987年の連邦統計法ではマイクロデータが莫大な時間や経費をかけない限り識別できないという「事実上の匿名性」の概念に法規定を改正している。

匿名化処理の技法

(1) 匿名化処理の技法

対応関係を特定しにくくする匿名化処理の方法としては、下記のような方法がある。

識別情報等の削除

対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報を削除する方法である。

識別情報のトップ・コーディング

対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いる世帯の数は少ないので、対応関係を特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「 以上」、「 以下」というようにまとめる。海外では、トップ・コーディングされるのが対象全体の0.5%以上としている例などがある。

識別情報のグルーピング

特定の値をグループ分けして階級区分に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21～25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口10万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。

リサンプリング

マイクロデータをすべて提供するのではなく、そこから抽出した一部のマイクロデータだけを提供する方法である。この方法によれば、提供するマイクロデータが少なくなるので、対応関係を特定できる可能性を低下させることができる。

また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。

マイクロデータのソート

マイクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。

別の概念からの匿名化処理の技法としては、マイクロデータから正確な対応関係を知ることができないようにする方法がある。具体的には、マイクロデータを加工して正しくないものにしてしまう方法である。

スワッピング

任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。

誤差の導入

マイクロデータの一部の調査事項（識別情報又は秘密の情報自体）に誤差を導入する方法である。

(2) 匿名化処理の方法の決定

上記のような問題があるものの、実際に海外で行われている匿名化処理の方法をみるとかなり詳細なデータをそのまま提供しているのが普通である。匿名化処理は、論理的に可能性だけを考えると極めて厳しく行わなくてはならないことになるが、実際には、秘匿の必要性や利用面も考慮して現実的な判断の下で決定している。

そのような現実的な判断を行うために、海外では権威ある委員会などが処理の方法を最終承認する方式をとっている。我が国においても同様の手続きを踏むべきであり、試行的提供では、統計局の「匿名標本データ作成・利用研究会」の承認を得ている。

匿名化処理の目安

1 地理的情報について

- (1) 地理的情報としては、地域内に最小でも人口 50 万人以上いなければならない。
- (2) 直接的な地理的情報以外で、地理的情報が明らかになる項目（例えば、サンプリング情報など）についても、上記(1)の最小人口 50 万人の基準に適合させなければならない。
- (3) 地域分析用として、人口 50 万人未満の地理的情報を提供するような匿名データを作成する場合には、他の識別情報などの匿名化の程度を高めなければならない。
- (4) 入手可能な外部情報により、ある特定の種類の施設であることが明らかになるようなことがないようにしなければならない。

2 個人・世帯の識別情報について

- (1) 氏名、住所など個人又は世帯を直接的に識別できる情報は削除されなければならない。
- (2) 間接的に個人又は世帯を識別できる情報、例えば年齢、世帯人員、居住室数などの情報については、年齢の高い個人、世帯員数が多い世帯、居住室数の多い住宅など特定される可能性が高い場合、トップコーディング、グルーピングまたは削除を施す必要がある。トップコーディングにおいては、母集団（個人又は世帯）全体の 0.5% を目安にすることが望ましい。
- (3) 少数の特定の集団を対象とする場合、トップコーディングの基準を 3 ~ 5 % にすることを考慮すべきである。
- (4) トップコーディングするデータ項目については、その情報（平均値や中央値など）を明らかにすることが望ましい。
- (5) 世帯単位のデータを提供する場合、調査単位が特定されないことがないように、必要があれば、匿名化を考慮する必要がある。

3 誤差（ノイズ）

- (1) ミクロデータに誤差を加えることによって、調査データと外部情報との対応関係を特定する可能性を低めることができる。他に適当な匿名化の技法がない場合には、研究・分析上の有用性を損なわない範囲で誤差を付加することを考慮すべきである。
- (2) 誤差を加える方法としては、乱数による誤差の付加（random noise）、調査単位間の調査情報の交換（swapping）、ブランク（blank）への置換え又は補定（imputation）がある。

4 リサンプリング

ミクロデータを全て提供する場合は、その一部を提供する場合に比べて、調査単位の特定の可能性が高くなる。例えば、ある人が調査を受けたことがわかっている場合には、ミクロデータの中に必ずその人のデータがあるはずとの前提で探すことができる。したがって、必要に応じて、ミクロデータの全てではなく、一部のデータだけを提供することを考慮すべきである。

5 外部ファイルとのマッチングの可能性

- (1) ミクロデータと外部の既存ファイルのデータを突き合わせるにより調査単位が識別されるような可能性があれば、それを回避するための措置をとらなければならない。
- (2) 調査のための標本フレームが、国勢調査の母集団情報以外の情報によって提供されている場合には、調査データと標本フレームの元の情報とを一致させることが可能となるおそれがあるので、事前に回避する措置をとらなければならない。

6 その他の問題

- (1) データの一連番号、データの並び順によって、およその地域範囲が推測されるおそれがあるので、削除、付替え又は並べ替えをするべきである。
- (2) サンプリングに関する情報によっては、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになるおそれがあるので、そのような情報は削除すべきである。
- (3) 秘密の情報のうち秘匿の必要性の高い調査項目については、その調査項目自体についてグルーピング、削除等の匿名化を施す必要がある。
- (4) 時間の経過とともに、調査データを外部情報と照合することは困難になる。提供時期は調査時点から最低限2年間以上は離すべきである。

別紙様式第1号

匿名データのチェックリスト(世帯調査用)(案)

匿名データを作成する統計データの名称および年次

統計調査名： 調査年：

1 地理的情報

- (1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

地理情報のレベル： 地理情報の加工の有無： 有 無 が「有」場合は、加工後の地域区分、人口、世帯数が分かる資料を添付してください。

- (2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： 有 無 「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法について具体的に記載してください。
--

- (3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： 有 無 地理情報のレベル：

- (4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： 有 無 「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。

2 世帯の識別情報

- (1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

- (3) 世帯単位データを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置：	行っている	行っていない
「行っている」場合、具体的な方法を記載してください。		

3 個人の識別情報

- (1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

4 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加：	採用している	採用していない
「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。		

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング：	行っている	行っていない
「行っている」場合		
抽出方法：		
抽出率：		

6 外部の情報

- (1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： 有 無
「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。

- (2) 母集団情報として利用している情報は何か。

国勢調査の調査区名簿
行政記録から作成した名簿（行政記録の名称： ）
その他（具体的に記載 ）
母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。

7 その他

- (1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

実施している 実施していない
「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。

- (2) サンプル情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

- (3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

- (4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。